

東京圏（第11回）・関西圏（第9回）・仙北市（第4回） 国家戦略特別区域会議 合同会議（議事要旨）

1. 日時 平成28年5月10日（火）16:30～17:00

2. 場所 中央合同庁舎8号館 8階特別中会議室

3. 出席

石破 茂 内閣府特命担当大臣（地方創生）

舛添 要一 東京都知事

松井 一郎 大阪府知事

門脇 光浩 仙北市長

木村 恵司 三菱地所株式会社 代表取締役 取締役会長

竹内 勤 慶應義塾大学病院 病院長

福岡 資麿 内閣府副大臣

牧島 かれん 内閣府大臣政務官

伊藤 達也 内閣府大臣補佐官

原 英史 国家戦略特区ワーキンググループ委員

八代 尚宏 国家戦略特区ワーキンググループ委員

岸 博幸 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授

4. 議題

(1) 認定申請を行う区域計画（案）について

(2) その他

5. 配布資料

資料1-1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

資料1-2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

資料1-3 仙北市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

資料2 東京都 都市再生プロジェクトについて（東京圏国家戦略特別区域）

資料3 東京都提出資料

資料 4 大阪府提出資料

資料 5 仙北市提出資料

参考資料 1 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿

参考資料 2 各地の国家戦略特区の最近の動き

○藤原次長 定刻でございますので、進めさせていただきます。

ただいまより「東京圏（第11回）・関西圏（第9回）・仙北市（第4回）国家戦略特別区域会議 合同会議」を開催させていただきます。出席者につきましては、お手元の参考資料 1 を参照ください。

まず初めに、石破担当大臣より御発言をお願いいたします。

○石破大臣 御多用のところお出かけいただきまして、まことにありがとうございます。

国家戦略特区は、また新たな段階に入ってまいりました。これから先の日本を考える上において、特区の役割は増すことはあっても減ずることはないと思っております。今、改正法を国会で審議中ですが、これも早く成立をさせたいと考えております。また、本日は、国家戦略特区の区域計画変更について、東京圏、関西圏、仙北市を御議論いただくこととなります。区域計画の果たす役割は極めて大きいと思っております、できれば本日中に御了解をいただき、認定手続に入ってまいりたいと思っております。

限られた時間でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○藤原次長 大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様、御退室をお願いいたします。

（プレス退室）

○藤原次長 では、議題 1 につきまして御審議いただきたいと思えます。

初めに、事務局より各区域の計画案を説明させていただきます。その後、それぞれの自治体、事業者の皆様に御発言をいただきます。本日は、各自治体より精力的な追加の規制改革提案をいただいておりますので、これらにつきましてもその際にあわせて御発言をいただければと思います。

まず、東京圏の計画案につきまして御説明をさせていただきます。資料 1-1 を御覧ください。今回の東京圏の追加事業は、特区医療機器薬事戦略相談でございます。関西圏や仙台市で既に活用されているメニューですが、今回、新たに慶應義塾大学病院ほか 3 病院で実施するものがございます。医療機器の開発初期段階から集中的に相談を実施するという事で、承認までの期間を大幅に短縮するという措置でございます。

これは通達により現在措置されておるのですが、先ほど大臣からお話ございました改

正法案の中でも、その重要性に鑑みまして盛り込ませていただいている事項でございます。本日は竹内病院長にもお越しいただいておりますが、例えば慶應病院におかれましては鬱病の治療機器などにつきましてスピーディーな開発に取り組むというものでございます。

資料2は東京都の協力をいただきましてつくらせていただいた資料ですが、1ページ目東京都におきます都市再生プロジェクトの追加についてでございます。このプロジェクトにつきましては、前回の区域会議におきます昨年度の特区の評価におきましても、現在認定済みの10プロジェクトで約2兆5,000億円の経済波及効果が見込まれるという高い評価が得られたわけでございます。全体で22プロジェクトあるわけでございますけれども、今回は、1兆7,400億円の経済効果が見込まれる6つのプロジェクトを追加いたしまして、合計28プロジェクト、全体で約10兆円の経済波及効果が見込まれます。具体的に番号を振っておりますけれども、23～26は八重洲周辺、27は豊島区役所の庁舎跡地、28の浜松町周辺の6つのプロジェクトにつきまして、舛添知事から後ほど詳細の御説明がでございます。

事務局から以上でございますが、まずは舛添東京都知事より御発言をお願いいたします。○舛添知事 それでは、資料3の東京都提出資料を御覧いただきながらお願いいたします。

今回の区域会議では、医療関係3件の認定プロジェクト、都市再生プロジェクトの追加を提案いたします。

まず資料1ページです。東京都は今後、特区医療機器薬事戦略相談の活用によりまして、スピーディーな革新的医療機器の開発に取り組んでまいります。

2ページですが、今後、都内の3つの臨床研究中核病院が提案した高度な手術支援システム等の革新的医療機器開発のスピードアップを図りまして、ライフサイエンス産業の発展に貢献してまいります。

3ページ、東京都は現在、先ほど事務方から御説明がありましたように、22の都市再生プロジェクトを都市計画法等の特例対象としてスピーディーな整備に取り組んでおります。今回は東京駅周辺等において6プロジェクトの追加を提案いたします。

そこで4ページを御覧ください。まず東京駅周辺ですが、これまでも都市計画法の特例、エリアマネジメント特例、外国医師特例を総動員した取り組みが進められております。そうした中、今回4つの都市再生プロジェクトを追加提案いたします。

例えば大手町から兜町地区までの金融軸においては、今回、日本橋川沿いの3プロジェクトを追加いたします。赤で囲んであるとおりでございます。また、各地区の特性を生かした金融機能の整備を進められておりまして、東京国際金融センター構想のパワーアップが図られることとなります。また、八重洲二丁目地区におきましては、観光バス発着所、銀座への玄関口が整備をされることとなります。

今後、国家戦略特区によりまして、金融・ライフサイエンス分野のビジネス拠点、MICE拠点等の整備をスピーディーに進めまして、東京の国際ビジネス最前線、Tokyo Global Business Frontを世界で一番ビジネスのしやすいショーケースにレベルアップをさせてま

います。

5 ページ、浜松町駅周辺の世界貿易センタービル、豊島区庁舎跡地においても2つのプロジェクトを追加提案いたします。

6 ページ、国家戦略特区家事支援外国人受入事業についてでございます。女性のより一層の活躍促進のためには、家庭における負担を軽減することが重要でありまして、家事支援サービスの利用促進は有効な手段の一つと考えております。そうした中、日本国内には就業意欲のある専業主婦や元気な高齢者が多数存在しておりまして、こうした方々が持つ経験やスキルを家事支援サービス分野において生かせるよう、条件整備に取り組むことが重要であります。

この観点から、都は昨年度より女性や高齢者を対象に仕事内容の紹介や人材育成など、家事支援サービス分野の担い手の拡大に向けて取り組みを開始したところでございます。

都としましては、今後ともこれらの取り組みを継続していくことが重要と考えております。国家戦略特区の事業につきましては、神奈川県、大阪市における適用状況等も踏まえ、その適用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、三菱地所株式会社の木村取締役会長、よろしくお願ひいたします。

○木村取締役会長 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま舛添知事からお話がありましたとおり、今回6つの都市再生プロジェクトの追加を提案しております。東京駅周辺では、大手町から兜町までの金融軸に沿った3プロジェクトによる東京国際金融センター構想の発展、ともに八重洲地区のターミナル機能の強化が図られて、国際的なビジネス拠点の整備が進められる予定であります。

加えまして、東京駅前の大丸有地区におきましては、エリアマネジメント特例で認められた複数のイベントが今年度も開催される予定でございまして、こうした大丸有地区におけるにぎわいの創出と金融軸、八重洲地区における都市再生プロジェクトの相乗効果によりまして、東京駅周辺の活性化を促進してまいりたいと思っております。

また、浜松町駅周辺の貿易センタービルでは、ビジネス交流拠点の整備がありますし、豊島区の区庁舎跡地では、官民連携による国際的な文化情報発信・にぎわい拠点の整備などがそれぞれ進められる予定であります。

引き続き、我々民間サイドといたしましては、都市再生分科会の積極的な活用などによりまして、各プロジェクトのスピーディーな達成を実現し、東京を世界で一番ビジネスがしやすい都市へと発展させていくことに貢献していきたいと思っております。

以上であります。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、慶應義塾大学病院の竹内病院長、よろしくお願ひいたします。

○竹内病院長 遅くなりまして申し訳ございません。東京都の医療分野におきましては、これまでも保険外併用療養の特例を活用いたしまして、既に東京大学医学部附属病院におきましては抗がん剤の適用拡大、私ども慶應義塾大学病院におきましては国内未承認薬の使用に向けまして、スピーディーな先進医療の提供に取り組んできております。こうした取り組みに加えまして、今後は特区の医療機器薬事戦略相談の活用によりまして、スピーディーな革新的医薬機器の開発に取り組んでまいりたいと思っております。

本特例の特徴といたしましては、PMDAの特区専用コンシェルジュが製品開発を早期から一貫して開発支援に向けて助言を行っていただいております。それも各機関にわざわざお見えいただきまして、コンシェルジュに活躍をしていただいております。これによりまして開発期間の短縮化、さらには医療機器の価格低下が見込まれております。本特例は都内の3つの臨床研究中核病院であります慶應義塾大学病院、国立がん研究センター中央病院、東京大学医学部附属病院において活用してまいりたいと思っております。

具体的な活用事例といたしましては、動物由来の臓器を活用した外科手術、さらには8Kスーパーハイビジョン技術を用いた腹腔鏡下手術、手術ナビゲーションシステムといったような高度な手術システム等の開発に取り組んでまいります。

引き続きまして、東京都の医療分野の代表といたしまして特区の取り組みの成果を着実に積み重ねて、ひいてはライフサイエンス産業の発展に貢献してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、関西圏の計画案の審議に移らせていただきます。資料1-2を御覧いただければと思います。民泊事業の実施地域の拡大を挙げてございます。大阪府は昨年12月に民泊事業の認定を受けまして、傘下の37市町村のうちの33市町村におきまして4月より事業が開始されております。既に1件の物件の認定もされておりますが、今月より池田市も事業の実施地域として加えるといった内容でございます。

それでは、大阪府の松井知事より御発言をお願いいたします。

○松井知事 今、お話がありました、まず資料1-2は大阪府で4月から特区民泊を開始していますが、このたび大阪府池田市においても実施することを決定されました。これで府内34市町村で実施が可能となり、10月にはこれに大阪市も加わる予定であります。

次に、規制改革を求める提案をさせていただきます。資料4を御覧ください。まずは待機児童の解消に向けた提案であります。今、最も喫緊の課題でありまして、1ページ、2ページは、この問題の深刻さをあらわすデータやこれまでの取り組み。大阪は特区を使った地域限定保育士の試験を昨年度に続き、都道府県では唯一今年度も実施するなど努力はしておりますけれども、目の前の切羽詰まったニーズに応えるために更なる対策が必要だと考えています。

しかし、本来、住民に身近な保育行政は権限、財源を地方に移譲していただいて、地方が責任を持って進めていくべきだと思っております。その先駆けとして特区のルールは特区で決めることを基本的な考え方として大阪発の提案をさせていただきます。

3 ページ、提案 1 は保育士の配置基準を自治体の判断で決定をすること。例えば人員配置基準について必要な保育士の割合を国が定めています。これを自治体が独自に判断できるようにしたり、後に述べますが、准保育士や子育て支援員など多様な人材が保育士と協働できるようにする。ただし、主任の配置などいたしまして質の確保は怠らないということです。

さらに 2 の面積基準についても同じでありまして、例えばほふく室等の 1 人当たりの面積を市長の判断で緩和することについて、現在、大阪市で先行的に導入しておりますが、適正に運用されていると伺っております。待機児童解消に取り組む意欲のある自治体が広く活用できるようにする。また、これを認定こども園にも適用する。ただし、点検・観察を市町村に義務付けるなど、安全の確保にも留意をするということであります。

4 ページ、提案 2 ですけれども、准保育士の創設であります。先ほどの提案 1 と連動しておりますが、新たに保育士をサポートする専門人材の 1 つとして准保育士を創設する。これは大阪府が独自の検定により確保いたしますので、これを配置基準にも位置づけていただき、保育士と協働することで保育の質と量の確保を図りたいと考えています。

3 点目は、保育に係る情報公開やガバナンスです。質の確保や保育士の処遇改善を図るために、保育所の運営する全ての法人に保育士の賃金、人件費割合などの公表を義務付け、あるいは第三者評価の義務付けを求めたいと思っております。本当に喫緊の課題であります。早急に議論をさせていただきたいと思っております。

次に 5 ページを御覧ください。特区民泊についてですけれども、本年 4 月から申請を大阪府において受け付けておりますが、事業者の認定は現時点で 1 件しかありません。事業者からは、7 日以上滞る要件を課題とする声が 8 割届いております。1 施設当たり宿泊数は 2 日に満たない。こうしたニーズに対応するために、最低滞在日数の短縮化、例えば現在 7 日とされているところを 3 日とすることについて、早急に決定をいただきたいと思っております。

6 ページ、既に提案中の優先協議項目を 2 点説明いたします。

1 つは、特区医療機器薬事戦略相談の医薬品への拡大です。これは日本再興戦略に基づく制度でありまして、今、阪大において特区医療機器薬事戦略相談のスピード感を持ってどんどん進めております。この制度はまず医療機器から実施し、続いて医薬品への拡大を検討していくとされていたもの。現場の検討準備も整ってきているので、早急にワーキングの開催など検討を加速していただきたいと思っております。

最後に 7 ページを御覧ください。都市農業の振興のために農地取得等の要件緩和。今、審議中の改正特区法案にも農地取得の特例が盛り込まれておりますが、我々の提案は都市

農業の推進に向け、農業関係者の積極的な協力体制も整っておりまして、もう一步進んだ農業改革としてこれらの御議論もお願いをいたします。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、仙北市の計画案の審議に移らせていただきます。資料1-3でございます。仙北市におきましてはNPO法人の特例でございます。今回、秋田県を所轄庁としまして実施します手続の短縮化、これを仙北市によって7月から実施するというものでございます。仙北市の門脇市長より追加提案を含めて御発言をお願いいたします。

○門脇市長 仙北市の門脇でございます。よろしくお願い申し上げます。

今回お願いしたい事案は、今お話のとおりNPO法人の設立等認証に係る縦覧期間の短縮であります。

1ページ、仙北市は人口減少、少子高齢化が急速に進展し、まちづくりの担い手が不足している中でありまして、平成24年に仙北市協働によるまちづくり基本条例を制定しました。今回は秋田県が所轄庁として実施するこの規制緩和を活用し、地域活動・コミュニティービジネスの担い手であるNPO法人の設立を4倍速で促進したいと考えているということでございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、今後検討すべき規制改革事項についてでありますけれども、2ページ目を御覧ください。まず農家民宿等の団体が行う農林業体験サービスにおける旅行業法の適用除外であります。

仙北市はグリーンツーリズムが県内一、東北でも屈指の地域であります。ところで、現行法では1軒の農家民宿が提供する運送宿泊サービスは、旅行業法に抵触はしません。しかし、複数の農家民宿が連携する場合は、旅行業法の適用となっております。仙北市には現在、32軒の農家民宿があります。1軒だと4～5人の受け入れがやっとなりまして、32軒が連携すれば150人の団体も受け入れることが可能であります。実際にこの集積件数を評価いただいて、外務省の海外青少年訪日プログラムなどの受け入れも行ってきました。しかし、このような企画は大手旅行会社でしかかなわず、国内旅行も旅行会社からの送客を待つしかない状況であります。

そこで、数年前から仙北市の農家民宿で構成する農山村体験推進協議会は、自らが主体となり農村資源を活用した体験メニューの造成と発信、販売・代金収集を行いたいと考えて、現行法の旅行業取得を検討してきました。しかし、構成する農家に農業と旅行業業務の兼業を可能とする家族労働力はなく、また、利益性も未知数で誰も踏み込めておりません。このままでは地域の宝物が生かせない状況であります。

観光トレンドが住民のふだん暮らし、地域の本物に触れる体験型にシフトしておりますが、外国人旅行者も含め2次交通の確保や多言語対応、情報発信・各種あっせんなど現地対応力、許容力の強化を望む声が海外からも届いている状況になります。

提案する規制緩和が実現すれば、例えば地域事情に精通した同協議会が交通事業者と農家民宿の連携商品、また、複数の農家民宿の連携商品の造成など、現状の農業経営に支障なくできる上、農業所得プラスワンの経済効果が発現できると考えております。この取り組みは中山間地の日々、暮らしそのものが経済活動の素材だと気がつく地方創生の根幹に連なるものと考えております。

続いて、労働時間貯蓄制度の一般化についての提案であります。3ページ目を御覧いただきたいと思っております。労働時間貯蓄制度は、職場で定めた労働時間と残業時間を含めた実働時間の差を勤務先の口座に積み立てて、後に休暇などで振りかえて利用できる仕組みであります。貯蓄した時間外は複数年に渡り通算使用が可能です。この提案が実現すれば、休日取得による労働者の健康維持、効率性の向上、ワーク・ライフ・バランスの改善、余暇活動の促進で経済効果が期待できると考えております。

以上、御検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、民間有識者の方々から御意見を頂戴したいと思います。

まず関西圏のアドバイザーでいらっしゃいます岸教授からお願いいたします。

○岸教授 先ほど大阪の知事から説明があった点は、全て大阪にとって最優先事項なのですけれども、1点だけ、特に待機児童解消対策に関しましては、ここで挙げた種々の方策に加えて2ページ目に少し書いてあります同一労働同一賃金に向けた取り組み、これも実は非常に有効でありますし、ある意味でこれは国策にもかかわる部分でもありますので、この部分は大阪だけで頑張ってもなかなか大変ですので、地方創生推進事務局、あとは特区のワーキンググループの御支援をぜひお願いしたいと思っております。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、特区ワーキンググループの委員でいらっしゃいます八代先生、お願いします。

○八代委員 今回のテーマはいずれも非常に画期的なもので、特に東京都はビジネスが集中している部分でありまして、ここは特に特区の効果が大きいところでございます。ですから今、舛添知事が御説明になった高度医療の問題、都市再生、いずれも非常に効果が大いいわけで、特に国際金融センターというのは第1次安倍内閣の時の課題で、これがようやく今回実現できるとすれば、非常に望ましいことと思っております。また、外国人家事支援の導入は、まさに女性の社会進出を育てるためには保育所だけでは十分ではないわけで、検討課題としていただいていることはありがたいことですが、ぜひ積極的に検討していただきたいと存じます。

あと、関西圏につきましても今、岸さんがおっしゃったように、保育というのは全国一律の問題というより大都市の問題でありますから、当然、自治体の判断が優先されなければいけないわけで、それが今回、明確に提案されたということは非常に有意義だと思います。

す。

介護については介護士の給料が非常に低いというのは大きな問題ですが、保育士については一律に低いというよりも、公務員と民間との官民格差が大きいわけです。そういう意味で今回、同一労働同一賃金という御提案をいただいたということは非常に大きな意義があります。これは安倍総理が力を入れております全国的な同一労働同一賃金に波及するのではないかと。それから、仙北市の労働時間の貯蓄という問題も全国的な雇用改革の課題になるわけで、特区でまず実現して、それを全国化するという意味では非常に大きな意義を持っているものだと感じます。

よろしく申し上げます。

○藤原次長 ありがとうございます。

原委員、お願いします。

○原委員 重複しない点で、松井知事から民泊についての御提案がございまして、先週なのですが、東京都で今年1月から先行してスタートしている民泊、私は見学に行かせていただきましたが、大田区役所の方、民間の方々大変熱心に取り組まれていて、地元のビジネスホテルや旅館の方々との協力関係や連携関係をつくりながら、うまいビジネスモデルをつくっていくことに成功されつつあって、大変様々な可能性がある状況なのだなということがよくわかりました。

ただ、一方で現行の制度がさまざまな形での障壁になっているということも明白になっていまして、先ほどの日数の問題、7日を3日という御提案がございましたけれども、これ以外でも大田区なんかで拝見していますと面積要件で25㎡という基準がございしますが、これはビジネスユースで比較的長期の出張で人が泊まるときには25㎡というのはシングルの部屋としては明らかに大きいので、大きい分だけ高い値段をとられるということになっているわけでありまして、こういったことも含めて早急に、制度の課題は明らかになってきていると思いますので、早急に課題を解決して、現状のようなせっかく特区の制度がつくれながらヤミ民泊が横行しているという状態を早く解消しないといけないのかなと思っております。

もう一点、仙北市長から御提案があった労働時間貯蓄制度なんかも大変おもしろい御提案だと思って伺っております。これは働き方の話をすると、厚生労働省さんはすぐに労働についての記載は全国一律とおっしゃるのですけれども、こういうこともぜひ特区で検討していけるといいのかなと思います。

先ほど岸さんからもございましたように、同一労働同一賃金、大阪市さんの場合には保育の分野で先行して役所の公立の保育所では実現をされたということではありますが、こういった形で役所で先行して同一労働同一賃金のような働き方改革を進められているところについては、こういった働き方についての規制緩和を認めるであるとか、あるいは保育の分野での配置基準の緩和を認めていくとか、そういった形での条件づけのようなことも考

えてもいいのかなと思いました。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

区域計画案につきまして3つでございましたけれども、さまざまな御議論をいただきました。

本日の区域会議で決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○藤原次長 ありがとうございます。

それでは、次回の特区諮問会議に諮った上で、速やかに申請手続に入らせていただきたいと思います。また、本日いただいた追加提案につきましてもワーキンググループ、諮問会議で議論を深めてまいります。

参考までに、各地の特区の最近の動きにつきまして参考資料2にまとめておりますので、後ほど御覧になっていただければと思います。

それでは、最後に石破大臣より一言いただきます。

○石破大臣 皆様ありがとうございます。

特区でできないようであれば日本全体が変わるはずはないのであって、今いただきました御提案につきましては、私どもとしてそれぞれの規制官庁と精力的に、積極的に折衝をして実現に向けて努力をしていき、成果を出したいと思っておるところであります。

何名かの方がおっしゃいましたように、スピード感というものが大事であります。全部が納得するということは世の中にあるはずはないのであって、常にリスクは伴うものであります。それに対してどうするんだということをきちんと我々も議論をさせていただいて、早急に結論を得るべく努力をしてまいりますので、今後ともよろしく願いをいたしたいと存じます。

日本に残されている時間はそんなに長くないので、この特区というものを生かしてこの国を変えることが重要であります。

また、先ほど藤原次長から申しましたように、他の地域でもいろいろな取組が生まれております。こういう取組が全国に広がっていかなければいけないと思っておりました。使いやすい特区制度というものを目指して、私どもさらに皆様方の御意見を聞きながら努力してまいりたいと思っておるところでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○藤原次長 大臣、ありがとうございます。

それでは、時間になりましたので合同区域会議を終了させていただきます。次回日程等は事務局より後日御連絡いたします。本日はどうもありがとうございました。